



2022年8月26日

各位

会社名 フリー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 佐々木 大輔
(コード番号：4478 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 東後 澄人
(TEL. 03-6630-3231)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月29日に開催予定の第10期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的・理由

(1) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。

このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症の拡大や自然災害を含む大規模災害の発生等も念頭に、社会全体のデジタル化の進展等を踏まえ、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条の変更を行うものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです(変更案第15条)。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の時期

- (1) 定款変更のための株主総会開催日：2022年9月29日(木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日：2022年9月29日(木曜日)

(注) 変更案第13条第2項の内容につきまして、当社は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2021年8月2日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第45条 <u>定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上